

各 位

上場会社名 モジュール株式会社
(コード番号 3043 : 大証ヘラクレス)
代 表 者 代 表 取 締 役 松 村 明
問 合 せ 先 ストラテジック・オペレーション・サービス
マ ネ ー ジ ャ ー 本 間 浩 一

当社株式の監理銘柄（確認中）追加指定に関するお知らせ

当社株式につきまして、平成 22 年 1 月 14 日の大阪証券取引所からの発表にありました通り、平成 22 年 1 月 15 日から監理銘柄（確認中）に指定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄（確認中）の指定理由

当社は、本日（平成 22 年 1 月 14 日）過年度の訂正有価証券報告書等を提出いたしましたが、第 10 期（平成 21 年 5 月期）訂正有価証券報告書における純資産の額が 2 億円未満（少数株主持分を除く）、及び、利益の額が 5,000 万円未満であり、また本日の 29 日前（休業日を除外）である 11 月 30 日以後、上場時価総額が 30 日間連続して 21 億円未満となったため、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 7 条第 1 号の 2 a (g)に該当し、平成 22 年 1 月 15 日から監理銘柄（確認中）に指定されました。

今後 3 ヶ月以内（4 月 14 日まで）に 5 営業日連続して上場時価総額が 21 億円以上となれば、監理銘柄（確認中）の指定が解除され、通常ポストに復帰することとなります。また、監理銘柄（確認中）指定期間における当社株式の売買取引については、特別な制約はなく従来通りの取り扱いとなります。

（ご参考）当社の該当する上場廃止基準の概要

以下の（1）から（3）までの全てに該当する場合（ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例 第 17 条第 3 項第 1 号から第 3 号）

（1）時価総額（上場株式数に日々の終値を乗じた数値）が 30 営業日連続して 35 億円未満である場合において、以後 3 ヶ月の間に 5 営業日連続して 35 億円以上とならないとき。

（平成 22 年 1 月から 12 月までの間は、「35 億円」とあるのは「21 億円」として適用）

（2）純資産の額が 2 億円未満であるとき。

「純資産の額」とは貸借対照表の純資産の合計額から、新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。

（3）利益の額が 5,000 万円未満であるとき。

2. 監理銘柄（確認中）指定期間

平成 22 年 1 月 15 日（金）から大阪証券取引所が当社株式について上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで

3. 今後の対応

上場の維持は市場の判断することでもあり、現時点で見通しは明らかではございませんが、当社と致しましては、上場維持に向けて最大限努力してまいります。

このたびの監理銘柄（確認中）追加指定により、株主、投資家をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

以 上